

「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリストについて（案）」及び「食品の安全性に関する有害微生物のサーベイランス・モニタリング中期計画（令和4年度～令和8年度）（案）」についての意見・情報の募集の結果について

令和4年2月25日
農林水産省消費・安全局

「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリストについて（案）」及び「食品の安全性に関する有害微生物のサーベイランス・モニタリング中期計画（令和4年度～令和8年度）（案）」について、令和3年12月27日から令和4年1月25日までの期間、電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載することを通じて広く国民の皆様から意見・情報を募集いたしました。

その結果、本件に関して5件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見と、それに対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

なお、本件につきましては、公表した案に一部の技術的な修正を行った上で定めることとしました。

皆様方の御協力に深く御礼を申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

お問合せ先 農林水産省消費・安全局食品安全政策課 電話：03-3502-8111（内線 4459）
